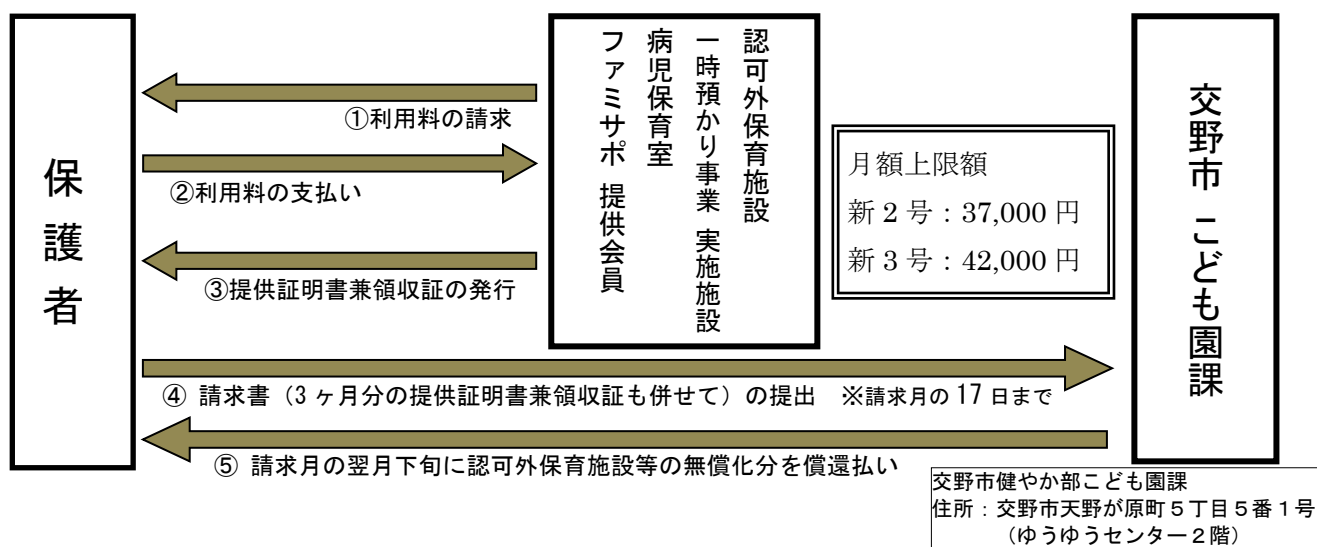


# 認可外保育施設等利用料の請求方法

幼児教育・保育の無償化による「認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（以下 認可外保育施設等という。）」の利用料については、一度、利用分を保護者から施設等にお支払いいただき、後日、市から保護者へ無償化分を返還する「償還払い」になります。保育の必要性の認定（施設等利用給付認定新2号又は新3号）を受けた方は、以下の要領で交野市こども園課に請求してください。

※以下、ファミサポ利用の方は、「提供証明書兼領収証」を「活動報告書」と読み替えてください。

## 利用・請求の流れ



## 提出書類

- (1) 施設等利用費請求書（償還払い用）
  - (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る **提供証明書 兼 領収証**（3ヶ月分）  
 ※認可外保育施設等を複数利用している場合は、各施設・事業分を併せて請求・提出してください。
- ◆ (1) 請求書の様式は「通園中の施設」又は「交野市 HP」から取得してください。
  - ◆ (2) 提供証明書兼領収証は施設等が保護者へ発行します。

請求書は、施設等から受け取った「提供証明書兼領収証」をもとに作成してください。

## 提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。

利用月の区分毎に、期日どおりに交野市こども園課へ請求書等を提出してください。

※施設によっては下記日程を独自に設定している場合があります。詳細は施設にご確認ください。

	預かり保育の利用月	こども園課への提出期間	支払日
①	4・5・6月	7月7日～17日	8月下旬
②	7・8・9月	10月7日～17日	11月下旬
③	10・11・12月	1月7日～17日	2月下旬
④	1・2・3月	4月7日～17日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌開庁日とします。